トライアル雇用助成金 (新型コロナウイルス感染症対応(短時間)トライアルコース)を 2022年4月1日から 拡充します

トライアル雇用助成金(新型コロナウイルス感染症対応(短時間)トライアルコース)は、適性や能力を見極めてから無期雇用へ移行することを目的に、就労経験のない職業に就くことを希望する離職者を、一定期間(原則3か月)試行雇用する事業主に対して支給する助成金です。

2022(令和4)年4月1日以降にハローワーク等から紹介を受けてこの助成金の対象となる事業主が、これまでに雇用調整助成金を受給していない場合等に、支給額を増額します。

■支給金額「増額」の条件

以下の2つの要件を、いずれも満たす必要があります。

- 2020年 1 月24日以降、雇用調整助成金を受給していないこと 休業で、従業員が休業支援金を受給した場合も増額の対象外となります。
- 2020年1月24日以降、従業員を解雇等していないこと 事業主都合による解雇の他、退職勧奨を行った場合も増額の対象外となります。

■支給金額

増額の場合も、通常の場合も、支給期間は最大で3か月です。 求職者が希望する労働時間の長さで支給額が異なります。

| | 新型コロナウイルス感染症対応 トライアルコース*1 | 新型コロナウイルス感染症対応 短時間トライアルコース ^{※2} |
|---------------------|------------------------------|---|
| 増額となる場合の支給額 (月額) | 最大5万円 | 最大3.12万円 |
| 通常の場合の支給額 (月額) | 最大4万円 | 最大2.5万円 |

- ※1 求職者が〈常用雇用〉(一週間の所定労働時間が30時間以上の無期雇用)を希望する場合。
- ※2 求職者が〈常用雇用(短時間労働)〉(一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の 無期雇用)を希望する場合。
- ・トライアル雇用助成金(新型コロナウイルス感染症対応(短時間)トライアルコース)の詳細は、 厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。
- ・助成金の受給には、その他各種条件があります。詳しくは、都道府県労働局またはハローワークにお問い合わせください。



